

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第49号

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2 港湾施設用地の項中

「

	外口径1メートル以上	900円	900円
--	------------	------	------

を

」

「

外口径1メートル以上	900円	900円
電線共同溝に設ける電線その他の線類	5円	5円

に改める。

」

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。